

一般社団法人イシノマキ・ファーム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人イシノマキ・ファームと称する。

(目的)

第2条 当法人は、農業の振興と発展を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 農産物の生産、加工並びに販売
2. 農業生産に必要な資材の製造並びに販売
3. 農村滞在型余暇活動に利用される施設設置運営並びに労務の提供
4. 農林水産業に関わる職業訓練学校の運営
5. 農林水産に関わる就労支援並びにフォローアップ
6. 農産物直売所の運営
7. 農産物並びに農産加工品の仕入れ販売
8. 農産物検査の実施
9. 農業体験農園の運営
10. グリーンツーリズム事業
11. 飲食店の経営
12. 無料・有料職業紹介事業
13. 酒類卸売業ならびに一般酒類小売業
14. 酒類製造業
15. 上記各号に付帯する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、宮城県石巻市北上町に主たる事務所を置く。

(機関の構成)

第4条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員の資格の取得)

第6条 宮城県内において農業を営むものは、当法人の社員となるべき資格を有する。

2. 当法人の社員となるには、当法人入会申込書により申し込みをし、当法人の代表理事に申込み、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、「一般社団及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という)第27条に定める経費を支払う義務を負う。

2. 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格の喪失)

第8条 社員は、法令の定める事由のほか、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡したとき、又は解散したとき
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して、申し出するものとする。

(除名)

第10条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定

めるところによるものとする。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. 当法人の社員に対する通知及び催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の召集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて随時招集する。

2. 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により代表理事がこれを招集する。ただし、代表理事に事故もしくは支障がある時は、あらかじめ定めた順序により、副代表理事がこれを招集する。
3. 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(社員総会の議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2. 代表理事に、事故もしくは支障があるときは、当該社員総会で、議長を選出するものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数を持って行う。

2. 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会の議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が記名押印又は署名して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事、代表理事

(役員を選任)

第17条 当法人に次の役員を置く
理事3名以上10名以下
監事2名以内
代表理事1名

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、議決権を行使することができる社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することができる。

(理事及び監事を選任の方法)

第19条 当法人の理事及び監事を選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
2. 理事のうち、理事のいずれか1名をその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様である。

(理事及び監事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の締結時までとする。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として、又は増員により選任された者の任期は、前任者または在任者の理事の残存期間と同一とする。ただし、増員により選任された監事の任期については、その残存期間が2年に満たないときは、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最

終のものに関する定時総会終結の時までとする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事、理事及びその職務・権限)

- 第21条 当法人は、理事会の決議により、理事の中から代表理事1名を選定する。
2. 代表理事は、当法人を代表する。代表理事に事故あるいは支障がある場合は、その他理事が代行し、その職務を行う。ただし、残存期間が1年以上あるときは、速やかに新たな代表理事を選定するものとする。

(監事の職務・権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

- 第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任する。但し、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数によって行われなければならない。

(報酬等)

- 第24条 役員の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第26条 当法人は、役員的一般法人法第11条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、他の理事が招集する。

2. 理事会の招集通知は、各理事及び各感じに対して、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

(招集手続きの省略)

第28条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、消臭の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、他の理事が当たる。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が「出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(職務の執行状況の報告)

第32条 代表理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会へ報告するものとする。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故もしくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名若しくは記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第35条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第36条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第37条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第38条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成する。

2 代表理事は、前項記載の計算書類等につき、監事の監査を受け、理事会の承認を受け、定時社員総会に計算書類及び事業報告を提出して承認を受けたうえ、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。

3 当法人は、計算書類等（各事業年度における計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、監査報告）を定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置く。また、計算書類を作成した日から10年間、計算書類及びその附属明細書を保存するものとする。

4 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求できる。社員及び債権者は、計算書類等（貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書）の閲覧、謄抄本の交付を請求できる。

(剰余金の不配当)

第42条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

(剰余財産の分配)

第43条 当法人は、解散したとき、その剰余財産を次のいずれかの者に帰属させる。

- i 国若しくは地方公共団体
- ii 公益社団法人又は公益財団法人

第7章 定款の変更等

(定款変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権をもって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、次の事由が生じたとき、解散する。

- i 社員総会の決議
- ii 社員が欠けたとき

第8条 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 仙台市泉区天神沢1丁目31番30号 氏名 高橋 由佳

住所 石巻市 氏名 木村 純

(設立時役員)

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 氏名 高橋 由佳 氏名 木村 純

設立時代表理事 氏名 高橋 由佳

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成29年3月末日までとする。

(定款に定めのない事項)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令の定めるところによる。

この定款は認証を受けた平成28年7月27日より施行する
(附則) この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する